

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都江東区豊洲三丁目2番24号

(名 称) I T b o o k ホールディングス株式会社

(法人番号 6010001195295)

上記被審人に対する令和5年度(判)第18号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1億0929万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和6年5月15日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和6年3月14日

金融庁長官 栗田 照久

(別紙)

1 課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に該当

被審人は、東京都江東区豊洲三丁目 2 番 2 4 号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所グロース市場に上場されている会社である。

被審人及び被審人の連結子会社は、投資有価証券の過大計上及び売上の過大計上等の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第 1

下表 1 のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、

表 1

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容 (注)	主な事由
1	令和 2 年 11 月 16 日	第 3 期第 2 四半期 (令和 2 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日) に係る四半期報告書	令和 2 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲925,686 千円であるところを▲793,936 千円と記載	売上の前倒し計上及び棚卸資産の過大計上
2	令和 3 年 2 月 15 日	第 3 期第 3 四半期 (令和 2 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日) に係る四半期報告書	令和 2 年 4 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲1,139,816 千円であるところを▲972,825 千円と記載	売上の前倒し計上及び棚卸資産の過大計上

3	令和3年 6月30日	第3期(令和2年 4月1日～令和 3年3月31日) に係る有価証券 報告書	令和2年4月1 日～令和3年3 月31日の連結会 計期間	連結 損益計算書	営業利益が ▲252,854千円である ところを152,439千 円と記載 経常利益が ▲208,406千円である ところを196,887千 円と記載 親会社株主に帰属す る当期純利益が ▲843,457千円である ところを▲358,005千 円と記載	売上の過 大計上、 ソフトウ ェア仮勘 定の過大 計上及び 棚卸資産 の過大計 上
4	令和3年 11月15日	第4期第2四半 期(令和3年7月 1日～同年9月 30日)に係る四半 期報告書	令和3年4月1 日～同年9月30 日の第2四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属す る四半期純利益が ▲730,367千円である ところを▲563,656千 円と記載	投資有価 証券の過 大計上及 び関係会 社株式売 却益の過 大計上
			令和3年7月1 日～同年9月30 日の第2四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,784,020千円である ところを2,348,855 千円と記載	
5	令和4年 2月14日	第4期第3四半 期(令和3年10月 1日～同年12月 31日)に係る四半 期報告書	令和3年4月1 日～同年12月31 日の第3四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属す る四半期純利益が ▲907,915千円である ところを▲654,121千 円と記載	投資有価 証券の過 大計上及 び関係会 社株式売 却益の過 大計上
			令和3年10月1 日～同年12月31 日の第3四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,647,012千円である ところを2,298,930 千円と記載	

(注) 金額は千円未満切捨てである。

第2

下表2のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、令和3年1月4日、30,000個の新株予約権証券を1,817,550,000円（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、令和4年3月30日、764,700株の株式を344,879,700円で取得させたものである。

表2

番号	発行開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容	主な事由
6	令和2年 12月16日	有価証券届出書 (新株予約権証券の募集)		「第四部 組込情報」	番号1に掲げる第3期第2四半期に係る四半期報告書を組込み	番号1を参照
7	令和4年 3月14日	有価証券届出書 (株式の募集)		「第三部 参照情報」	番号3～5に掲げる第3期に係る有価証券報告書並びに第4期第2四半期及び第3四半期に係る四半期報告書を参照	番号3～5を参照

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1及び同2の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表1の番号3の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第6項

表1の番号4及び同5の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項

表2の番号6の事実につき

法第172条の2第1項第1号及び第3項、第5条第1項及び第3項、
第176条第2項

表2の番号7の事実につき

法第172条の2第1項第1号及び第3項、第5条第1項及び第4項、
第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1、同2及び同3の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第3期事業年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)第2四半期(令和2年7月1日から同年9月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第3期第2四半期報告書」という。)、同事業年度第3四半期(令和2年10月1日から同年12月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第3期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第3期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(以下「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を
乗じて得た額

第3期第2四半期報告書	785,933円
第3期第3四半期報告書	823,976円
第3期有価証券報告書	708,789円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第3期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額
である3,000,000円

第3期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額
である3,000,000円

第3期有価証券報告書については、6,000,000円

となる。

ここで、第3期第2四半期報告書、第3期第3四半期報告書及び第3期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度(第3期事業年度)に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定

ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第3期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{ 円}$$

第3期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{ 円}$$

第3期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 3,000,000 \text{ 円}$$

となる。

表1の番号4及び同5の各事実につき

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第4期事業年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）第2四半期（令和3年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第4期第2四半期報告書」という。）及び同事業年度第3四半期（令和3年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第4期第3四半期報告書」という。）ごとに算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第4期第2四半期報告書	615,414円
第4期第3四半期報告書	578,012円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第4期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第4期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となる。

表2の番号6の事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の令和2年12月16日提出の有価証券届出書（新株予約権証券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた新株予約権証券の発行
価額の総額（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）
1,817,550,000 円の 100 分の 4.5 に相当する額である 81,789,750 円
に、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、
81,780,000 円
となる。

表 2 の番号 7 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の令和 4 年 3 月 14 日提出
の有価証券届出書（株式の募集）に係る課徴金の額は、
当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株式の発行価額の総額
344,879,700 円の 100 分の 4.5 に相当する額である 15,519,586 円
に、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、
15,510,000 円
となる。